

務	00	01	10年
(令和17年3月末まで保存)			
(令和17年3月末まで有効)			

警 務 第 4 3 4 号
令 和 7 年 3 月 2 7 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務等について

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年7月青森県条例第16号。以下「条例」という。）第8条の3に規定する育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに条例第8条の4に規定する育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限については、これまで、「育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務等について」（令和7年3月13日付け警務第396号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、条例が改正され、職員の早出遅出勤務及び時間外勤務の制限の対象が拡大されたことに伴い、所要の見直しを行い、令和7年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、本通達の運用をもって廃止する。

記

1 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務

(1) 制度の内容

育児や介護を行う職員が子（特別養子縁組の成立前の監護対象者等を含む。（4）イ及びウ、2（3）イ及びウ並びに3（4）ウ及びエを除き、以下同じ。）の養育又は介護のために請求した場合は、公務の運営に支障がある場合を除き、あらかじめ定められた特定の時刻による勤務時間の割振りにより勤務させるもの。

(2) 勤務時間の割振り

青森県警察職員の勤務時間、休暇等の取扱いに関する訓令（平成7年9月青森県警察本部訓令第14号。以下「訓令」という。）第2条第3項に規定している次のいずれかの勤務時間の割振りとする（当該早出遅出勤務に係る休憩時間は、訓令第2条第1項に規定する休憩時間とする。）。

ア 早出勤務

午前8時から午後零時まで及び午後1時から午後4時45分までの7時間45分

イ 遅出勤務

午前9時15分から午後零時まで及び午後1時から午後6時までの7時間45分

(3) 請求できる職員

次のいずれかに該当する職員であること。

- ア 小学校就学の始期に達するまで（満6歳に達する日以後の最初の3月31日までをいう。以下同じ。）の子を養育する職員
- イ 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子のある職員
- ウ 条例第15条第1項に規定する要介護者（以下単に「要介護者」という。）を介護する職員

(4) 請求手続等

- ア 早出遅出勤務の承認を受けようとする職員は、あらかじめ早出遅出勤務請求書（別記様式第1号）により、早出遅出勤務開始日（早出遅出勤務の請求に係る期間の初日をいう。以下同じ。）及び早出遅出勤務終了日（早出遅出勤務の請求に係る期間の末日をいう。以下同じ。）を明らかにして請求するものとする。
- イ 育児に係る早出遅出勤務の請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。
- ウ 育児に係る早出遅出勤務の請求を子が出生する前にした職員は、当該子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を届け出なければならない。
- エ 職員から早出遅出勤務の請求があった場合に、公務の運営の支障の有無について判断し、早出遅出勤務の承認等をする権限を有する者（以下「早出遅出勤務承認者」という。）は、当該職員が所属する所属の長とする。
- オ 早出遅出勤務承認者は、職員から早出遅出勤務の請求があった場合において、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し、文書により通知しなければならない。

なお、公務の運営に支障がある場合には、当該支障のある日、時間帯等を記載するものとする。
- カ 早出遅出勤務承認者は、早出遅出勤務を承認した後において、公務の運営に支障があることが明らかになった場合には、請求した職員に対し、文書により当該支障のある日、時間帯等を当該日の前日までに通知しなければならない。
- キ 早出遅出勤務の請求がなされた後、早出遅出勤務開始日の前日までに、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、その請求はなかったものとみなす。
 - (ア) 請求に係る子又は要介護者が死亡した場合
 - (イ) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (ウ) 請求に係る要介護者との親族関係が消滅した場合
 - (エ) 請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。以下同じ。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合
 - (オ) (ア)から(エ)までのほか、早出遅出勤務の対象となる職員に該当しなくなった場合
 - (カ) 請求に係る子と同居しないこととなった場合
- ク 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日の前日までに、キの(ア)から(カ)までのいずれかの場合に該当することとなったときは、その請求及び承認は、それぞれの場合に該当することとなった日を早出遅出勤務期間の末日とする請求及び承認で

あったものとみなす。

ケ 早出遅出勤務の請求をした職員は、早出遅出勤務終了日の前日までにキの(ア)から(カ)までのいずれかの場合に該当することとなったときは、育児又は介護の状況変更届（別記様式第2号）により、遅滞なく、早出遅出勤務承認者に届け出なければならない。

コ 早出遅出勤務承認者は、当該請求及びケの届出に係る事実について確認する必要があると認めるときは、当該事実を疎明する書類の提出を求めることができる。

2 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限

(1) 制度の内容

育児や介護を行う職員が子の養育又は介護のために請求した場合は、公務に支障がある場合を除き、午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）における勤務をさせないもの。

(2) 請求できる職員

次のいずれかに該当する職員であること。

ア 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員。ただし、配偶者がある職員であって、当該配偶者が当該子の親（条例第8条の4に規定する親をいう。）であるものにあつては、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するものである場合に限る。

(ア) 深夜において就業している者（深夜における就業日数が1の月に3日以内の者を除く。）

(イ) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者

(ウ) 8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者

イ 請求に係る要介護者を介護する職員

(3) 請求手続等

ア 深夜勤務の制限の承認を受けようとする職員は、深夜勤務制限請求書（別記様式第1号）により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。）について、深夜勤務制限開始日（深夜勤務の制限の請求に係る期間の初日をいう。以下同じ。）及び深夜勤務制限終了日（深夜勤務の制限の請求に係る期間の末日をいう。以下同じ。）を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに請求するものとする。

イ 育児に係る深夜勤務の制限の請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。

ウ 育児に係る深夜勤務の制限の請求を子が出生する前にした職員は、当該子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を届け出なければならない。

エ 職員から深夜勤務制限の請求があつた場合に、公務の運営の支障の有無について判断し、深夜勤務の制限の承認等をする権限を有する者（以下「深夜勤務制限承認者」という。）は、当該職員が所属する所属の長とする。

オ 深夜勤務制限承認者は、職員から深夜勤務の制限の請求があつた場合において、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し、文書により通知しなければならない。

なお、公務の運営に支障がある場合には、当該支障のある日、時間帯等を記載するものとする。

カ 深夜勤務制限承認者は、深夜勤務の制限を承認した後において、公務の運営に支障があることが明らかになった場合には、請求した職員に対し、文書により当該支障のある日、時間帯等を当該日の前日までに通知しなければならない。

キ 深夜勤務の制限の請求がなされた後、深夜勤務制限開始日の前日までに、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、その請求はなかったものとみなす。

(ア) 請求に係る子又は要介護者が死亡した場合

(イ) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(ウ) 請求に係る要介護者との親族関係が消滅した場合

(エ) 請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(オ) (ア)から(エ)までのほか、深夜勤務の制限の対象となる職員に該当しなくなった場合

(カ) 請求に係る子と同居しないこととなった場合

ク 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日の前日までに、キの(ア)から(カ)までのいずれかの場合に該当することとなったときは、その請求及び承認は、それぞれの場合に該当することとなった日を深夜勤務制限期間の末日とする請求及び承認であったものとみなす。

ケ 深夜勤務の制限の請求をした職員は、深夜勤務制限終了日の前日までにキの(ア)から(カ)までのいずれかの場合に該当することとなったときは、育児又は介護の状況変更届（別記様式第2号）により、遅滞なく、深夜勤務制限承認者に届け出なければならない。

コ 深夜勤務制限承認者は、深夜勤務の制限の請求及びケの届出に係る事実について確認する必要があると認めるときは、当該事実を疎明する書類の提出を求めることができる。

3 育児又は介護を行う職員の時間外勤務の制限

(1) 制度の内容

育児や介護を行う職員が子の養育又は介護のために請求した場合は、当該請求した職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合又は公務の運営に支障がある場合を除き、全ての時間外勤務又は1の月において24時間、1年について150時間を超える時間外勤務を制限するもの（宿日直勤務、災害発生時等特別な場合における時間外勤務を除く。）。

(2) 全ての時間外勤務の制限を請求できる職員（時間外勤務の免除）

次のいずれかに該当する職員であること。

ア 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除く。）

イ 要介護者を介護する職員（公務の運営に支障がある場合を除く。）

(3) 時間外勤務の制限を請求できる職員（時間外勤務の上限）

次のいずれかに該当する職員であること（当該職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除く。）。

ア 小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員

イ 要介護者を介護する職員

(4) 請求手続等

ア 時間外勤務の制限の承認を受けようとする職員は、時間外勤務制限請求書（別記様式第1号）により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、時間外勤務制限開始日（時間外勤務の制限の請求に係る期間の初日をいう。以下同じ。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに請求するものとする。この場合において、(2)の請求に係る期間と(3)の請求に係る期間が重複しないようにしなければならない。

イ 育児に係る時間外勤務の制限の請求は、子が出生する前においてもすることができるものとする。

ウ 育児に係る時間外勤務の制限の請求を子が出生する前にした職員は、当該子が出生した後、速やかに、当該子の氏名及び生年月日を届け出なければならない。

エ 職員から時間外勤務の制限の請求があった場合に、当該請求をした職員の業務を処理することが著しく困難であるかどうかについて判断し、時間外勤務の制限の承認等をする権限を有する者（以下「時間外勤務制限承認者」という。）は、当該職員が所属する所属の長とする。

オ 時間外勤務制限承認者は、職員から時間外勤務の制限の請求があった場合において、当該請求をした職員の業務を処理するための措置（業務の処理方法、業務分担又は人員配置変更等の措置）を講じることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し、文書により通知しなければならない。

カ 時間外勤務制限承認者は、時間外勤務の制限に係る請求が、当該請求のあった日の翌日から起算して1週間を経過する日の前日を時間外勤務制限開始日とする請求であった場合で、当該請求のあった職員の業務を処理するための措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間を経過する日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。この場合において、変更後の時間外勤務制限開始日を変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し文書により通知しなければならない。

キ 時間外勤務の制限の請求がなされた後、時間外勤務制限開始日の前日までに、次のいずれかの場合に該当することとなったときは、その請求はなかったものとみなす。

(ア) 請求に係る子又は要介護者が死亡した場合

(イ) 請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(ウ) 請求に係る要介護者との親族関係が消滅した場合

(エ) 請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等が、民法第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置が解除された場合

(オ) (ア)から(エ)までのほか、時間外勤務の制限の対象となる職員に該当しなくなっ

た場合

(カ) 請求に係る子と同居しないこととなった場合

ク 時間外勤務制限開始日以後時間外勤務制限終了日（時間外勤務の制限の請求に係る期間の末日をいう。以下同じ。）前日までにクの(ア)から(カ)までのいずれかの場合に該当することとなったとき又は当該請求に係る子が、(2)アの請求にあっては3歳に、(3)アの請求にあっては小学校就学の始期に達したときは、その請求及び承認は、それぞれの場合に該当することとなった日を時間外勤務制限期間の末日とする請求及び承認であったものとみなす。

ケ 時間外勤務の制限の請求をした職員は、時間外勤務制限終了日の前日までにクの(ア)から(カ)までのいずれかの場合に該当することとなったときには、育児又は介護の状況変更届（別記様式第2号）により、遅滞なく、時間外勤務制限承認者に届け出なければならない。

コ 時間外勤務制限承認者は、時間外勤務の制限の請求及びコの届出に係る事実について確認する必要があると認めるときは、当該事実を疎明する書類の提出を求めることができる。

4 報告

早出遅出勤務等の請求を受理した所属長は、その結果について、請求書及び当該請求に係る通知文書の写しを添付して速やかに警務部警務課長を経由し、本職に報告すること。

また、育児又は介護の状況変更届の提出があった場合も同様の要領で報告すること。

5 留意事項

- (1) 公務の運営の支障の有無については、請求時期における当該職員の業務内容、業務量、代替者の配置の難易度等から総合的に判断すること。
- (2) 時間外勤務制限の請求をした職員の業務を処理するための措置とは、業務の処理方法、業務分担、人事配置の変更等の措置をいう。

担当：警務課企画係

別記様式第 1 号

- ☐ 早出遅出勤務請求書
☐ 深夜勤務制限請求書
☐ 時間外勤務制限請求書

青森県警察本部長 殿		請求年月日 年 月 日	
次のとおり		☐ 養育 ☐ 介護	☐ 早出遅出勤務 ☐ 深夜勤務の制限 ☐ 時間外勤務の制限 (条例第8条の4 ☐ 第2項 ☐ 第3項)
		を請求します。	
請求者 所属名 氏 名			
1 請求に係る子 又は要介護者	氏 名		(続柄等：)
	子の生年月日		年 月 日生 (☐ 出産予定日)
	養子縁組の効力が生じた日		年 月 日
2 職員の配偶者で 当該子の親であ る者の有無及び 状況	☐ 有	☐ 深夜において就業している ☐ 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害によ り養育が困難である ☐ 産前8週間 (多胎妊娠の場合にあっては、14週 間) 又は産後8週間以内である	☐ 無
3 要介護者の状態 及び具体的な介 護の内容			
4 請求に係る期間	早出遅出勤務	年 月 日から	☐ 毎日
	深夜勤務の制限	年 月 日まで	☐ 毎週 曜日
	時間外勤務の制限	年 月 日から	☐ その他 ()
5 請求に係る早出 遅出勤務の始業 及び終業の時刻 並びに当該時刻 とする理由	時 分 始業 時 分 終業	【理由】	
(注)			
1 について			
① 「続柄等」欄には、請求に係る子又は要介護者の請求者との続柄等 (請求に係る子が規則第6条の3第1項に規定する特別養子縁組の成立前の監護対象者等に該当する場合にあっては、その事実) を記入する。			
② 「子の生年月日」欄及び「養子縁組の効力が生じた日」欄は、子を養育するために請求する場合において記入する。 なお、請求に係る子が請求の際に出生していない場合には、「子の生年月日」欄に出産予定日を記入し、「出産予定日」の ☐ にレ印を記入する。			
2 について			
① この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入する。			
② 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをいう			
3 について			
この欄は、要介護者を介護するために請求する場合において記入する。			
4 について			
① 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため又は要介護者を介護するために深夜勤務の制限を請求する場合には、1回の請求につき6月以内の期間を限度として請求する。			
② 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため若しくは要介護者を介護するために、時間外勤務の制限を請求する場合には、1回の申請につき1年又は1年に満たない月単位で請求する。			
5 について			
この欄の始業及び終業の時刻は、あらかじめ定められた早出遅出勤務に係る始業及び終業の時刻のうち、請求するものを記入する。			

育児又は介護の状況変更届

年 月 日 届出

青森県警察本部長 殿

所属名
氏 名

次のとおり

☐ 早出遅出勤務
☐ 深夜勤務の制限
☐ 時間外勤務の制限

 に係る

☐ 子の養育
☐ 要介護者の介護

 の状況について

変更が生じたので届け出ます。

1 届出の事由

(1) 養育の状況の変更

- ☐ 子が死亡した
- ☐ 職員の子でなくなった
 - (☐ 離縁 ☐ 養子縁組の取消し ☐ 家事審判事件の終了
 - ☐ 児童福祉法第27条第1項第3号の規定による措置の解除)
- ☐ 子と同居しなくなった
- ☐ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる者に該当することとなった
- ☐ 上記以外の理由により請求できる職員に該当しなくなった
(理由：)

(2) 介護の状況の変更

- ☐ 要介護者が死亡した
- ☐ 要介護者と職員との親族関係が消滅した
(消滅の理由：)

2 届出の事実が発生した日

年 月 日